

## ACSV MONTHLY LETTER

その年中の所得について、翌年3月15日までに確定申告をすることになりますが、その所得金額は以下の10種類に区分されて計算されます。

## ● 個人所得税の所得の種類

種類	内容	備考
利子	公社債や預貯金の利子	通常は確定申告対象外
配当	株式・出資等の配当	特定口座等は申告不要（申告により国保が増える場合あり）
不動産	賃貸収入	青色申告可
事業	事業収入	青色申告可
給与	給与収入	給与所得控除あり 年末調整なし・複数収入・2000万円超は確定申告必要
退職	退職金	退職所得控除後の1/2が所得金額 通常は確定申告不要
山林	山林の伐採・譲渡	特別控除50万円あり
譲渡	不動産の売却	申告分離課税（税率は長期短期等の区分により14.315%～39.63%） 建物の取得費は減価償却相当額を控除 居住用財産の特例（3000万円）等の特別控除あり
	株式等の売却	特定口座等は申告不要（申告により国保が増える場合あり） 申告分離課税（20.315%）
	その他（ゴルフ会員権、金地金、書画骨董等）の売却	総合課税、特別控除50万円あり 生活に通常必要でない資産の譲渡損失は、他の所得と損益通算不可
一時	賞金、競馬の払戻金、保険の満期金等	必要経費と特別控除50万円後の1/2が所得金額
雑	生命保険の定期金、公的年金等収入、先物FX為替益、その他	公的年金控除あり 公的年金等収入400万円以下かつ他の所得が20万円以下は申告不要（申告したほうが有利な場合あり）

## ■ 税務カレンダー

	内容	備考
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月15日
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。